

北九州市告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年2月7日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
北九州学術研究都市北部地区地区計画	北九州市若松区大字塩屋、大字小敷、大字払川、小敷ひびきの二丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目及びひびきの北並びに八幡西区大字本城、本城学研台二丁目及び本城学研台三丁目地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課